

# 「船キス釣り」に関する釣行記について

## －削除とお詫び－

先般、2017年9月30日に「釣行記」について調べ事を行っている最中に、「遊漁におけるひき縄釣り（トローリング）は禁止である」と知った。

◇「ひき縄釣り（トローリング）」水産庁のHPより

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\\_kisei/kisoku/todo\\_huken/trolling.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/todo_huken/trolling.html)

「ひき縄釣り」とは、釣り糸及び釣り針を有する漁具を船舶によってひき廻して行う方法をいいます。通常は、船舶から竿を出し、これに釣り糸、疑似餌を付け、ひき廻して行きます。但し、遊漁者が行うことは、ほとんどの都道府県で禁止されています。

◇「海のマナーとマナー教本」全国漁業協同組合連合会（JF全漁連）より

<https://www.zengyoren.or.jp/cmsupload/press/65/20120518uminoaru-rutomana-dokuhon.pdf>

手釣りや竿づりによる「魚釣り」は、全ての都道府県において、遊漁者等に認められています。ただし、船を走行させながら釣りをを行う「トローリング」は、手釣りや竿釣りではなく、「ひき縄釣り」として分類されており、ほとんどの道府県で禁止されています。

◇石川県の漁業規則（遊漁者等の漁具漁法の制限）第四十五条より、

他道府県と同様の条文であることから、解釈は他道府県と同様”禁止”と判断した。

長年、当船に何も問題意識を持たず、”禁止”とは全く知らずに乗っていた。”規則違反”は船頭が責任を負うべきであるが、同船していた”客”にも道義的責任はあると判断し、また、いくら「客として、知らなかった」とは言え、その操船（釣法）を紹介する行為は「公序良俗に反する」＝「社会性欠落」と判断の上、以下の”釣行記”を削除した。

- ・2016/10/14公開 釣行記（2016/09/17 船キス釣り）
- ・2017/08/04公開 釣行記（2017/07/14 船キス釣り）
- ・2017/08/25公開 釣行記（2017/07/30 船キス釣り）

今後、当船を「利用しない。一切関与しない」を宣誓し、他船を利用し、同様の例があった場合は、船頭に注意を促し、制止することを前提に、上記「釣行記」を読んで頂いた皆様、および関係各位にお詫び申し上げます。なお、利用してきた同船以外の船に「違法性」は全くありません。安心してご利用ください。何卒ご理解ください。

2017年10月1日 著者 株式会社MC&D（すしセン®）

代表取締役 櫻井 俊也